

社会福祉法人 どんぐり福祉会

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条2、3項の規定に基づき、社会福祉法人どんぐり福祉会の役員報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の適用に当たって、役員とは理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
2 交通費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費による。

(専務理事の管理職手当)

第4条 専務理事の管理職手当について、月額を6万円と定める。
所属施設において管理職手当を受け取る場合、その月額との差額を支払うものとする。

(理事の報酬)

第5条 理事長が理事会以外で法人及び施設の運営のために、その業務に当たった場合は、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況について指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1に掲げる報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2に掲げる報酬及び旅費等を支給することができる。
2 旅費は、実費を支給する。
3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。
4 宿泊費は、実情を考慮して増額することができる。
5 旅費等は、出張終了後支払うことを原則とするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することもできる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員については、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

- この規定は、平成25年4月1日から適用する。
- この規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	5,000円
理事業務報酬等	5,000円
監事監査指導報酬等	5,000円

別表2

報 酬 1日	宿 泊 費	旅 費	その他経費
5,000円	5,000円	実 費	実 費